かんきょうだより

第２６号
平成15年5月21日
【役場　　生活環境係】
電話　２－３１３３

生ごみの分別について

生ごみの分別が始まり、皆様にはご協力いただきありがとうございます。開始よりひと月経過したところですが、いろいろと不具合が発生しています。村民の皆様にはお願いすることばかりですが、下記の事項につきまして周知いたしますので、よろしくお願いいたします。

①　既に指定袋以外の袋を使用している方が見受けられます。指定袋は生分解性（とけて土になる）であり、指定以外の袋を使用すると、施設設備に損傷を与え、管理上支障をきたしています。実情をご理解いただき、指定袋以外は使用しないで下さい。

②　山菜採りの季節ですが、竹の子の皮・フキの皮・ウドの皮等は分解しにくいので、少量であっても生ごみではなく燃やせるごみとして排出して下さい。

③　ぬか漬やたくあん等の漬物は、小さく切っても大量に排出すると破砕機につまることがわかりました。食べ残し程度であれば生ごみで良いですが、多めに排出する時は燃やせるごみとして排出して下さい。

④　アサリやシジミは、身が付いている状態でも生ごみの分別になりませんので、燃やせるごみとして排出して下さい。

粗大ごみについて

最近季節的なこともあると思いますが、粗大ごみが多く出ています。基本的には袋に入る大きさの物は、それぞれ分別して袋で出して下さい。枝や木くずは紐で縛っても、袋に入る大きさの時は燃やせるごみ、ロープ等も 50ｾﾝﾁ程度に切って、燃やせるごみで排出して下さい。

ダンボールの分別について

ダンボールも、大量にステーションにあると収集車が積みきれない場合があります。余るような時は翌日にも収集するように努めておりますので、袋の口は必ず結んでおいて下さい。結べない場合は十字に紐をかけていただくようにお願いいたします。

ごみの分別等につきましてはいろいろご意見もいただいておりますが、すべて実現することは難しい現状にあります。できる限りの努力はして参りますので、皆様のご理解をお願いいたします。分別や排出等に関してご相談のある方はご連絡下さい。

先月配布した「ごみ分別収集カレンダー」につきましても、内容に随時変更等が生じる場合もありますので、「かんきょうだより」や「回覧」等で周知する事項は、メモなどしておいていただきますようお願いいたします。